

政

令

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令
内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項
において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条第二項
の規定に基づき、この政令を制定する。
防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のよう
に改正する。

別表第五海上警備等手当の項中

自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のため
の活動であつて、その困難性を
考慮して防衛大臣の定めるも
のに従事する乗組員
業務一日につき千円（当該
業務が特に困難な作業で心身
に著しい負担及び緊張を与え
ると防衛大臣が認める場合に
あつては、当該額にその百分
の五十に相当する額を加算し
た額）
業務一日につき千円（当該
業務が特に困難な作業で心身
に著しい負担及び緊張を与え
ると防衛大臣が認める場合に
あつては、当該額にその百分
の五十に相当する額を加算し
た額）

を

Table with 2 columns: Current regulation text and revised regulation text. The revised text changes '千円' to '千円を超えない範囲内'.

附則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣 河野 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

省

令

○農林水産省令第二号

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五十四第二項及び第五項の規定に基づき、農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月八日

農林水産大臣 江藤 拓

農林水産省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令
農林水産省関係地域再生法施行規則（平成二十六年農林水産省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

Table with 2 columns: '改正後' (Revised) and '改正前' (Original). It details changes to Article 3 of the Regional Regeneration Act regarding agricultural, forestry, and fisheries management organizations in designated areas.

(特定区域及び特例面積の基準)  
第五条 法第十七条の五十四第五項の農林水産省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 特定区域は、次のいずれれにも該当するものであること。

イ 当該特定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。

ロ 当該特定区域の位置及び規模からみて、当該特定区域内において農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号に規定する面積(北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう)未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。

二 法第十七条の五十四第四項に規定する特例面積は、当該特定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積であること。

者) (地域再生協議会の構成員として加える者)

第六条 法第十七条の五十七第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(地域農林水産業振興施設(法第五条第四項第十三号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。))の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当

(新設)

者) (地域再生協議会の構成員として加える者)

第三条 法第十七条の三十六第二項の農林水産省令で定める者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十三条第一項に規定する都道府県機構(地域農林水産業振興施設(法第五条第四項第十一号に規定する地域農林水産業振興施設をいう。以下同じ。))の用に供する土地のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当

該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。)のほか、次に掲げる者とする。

一・二 (略)  
(地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等)

第七条 法第十七条の五十七第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項  
イ 法第五条第四項第十三号に規定する事業の目標  
ロ ホ (略)

二・三 (略)  
2 認定市町村は、法第十七条の五十七第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一・五 (略)  
(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)

第八条 法第十七条の五十七第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・七 (略)

該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。)のほか、次に掲げる者とする。

一・二 (略)  
(地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等)

第四条 法第十七条の三十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項  
イ 法第五条第四項第十一号に規定する事業の目標  
ロ ホ (略)

二・三 (略)  
2 認定市町村は、法第十七条の三十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。

一・五 (略)  
(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)

第五条 法第十七条の三十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一・七 (略)

附則  
この省令は、公布の日から施行する。